

③ 漁港整備

第

3種福島漁港整備については、福島地区において平成25年度より実施していた北防波堤改良箇所消波ブロックの設置を行い北防波堤改良工事（旧港口）が終了いたします。

寺の沢川切替え工事については、旧寺の沢ボックスカルバート撤去し岸壁の補修を行い、新寺の沢川の流末（河口）の消波ブロックの撤去を実施してまいります。

浦和漁港については、平成26年度に引き続き東防波堤改良工事を実施してまいります。

④ 治山整備

北

海道の治山事業については、新規事業として白符地区予防治山事業等を予定しており、継続事業として浦和地区の予防治山事業や平成26年度岩部地区災害箇所の緊急治山工事が予定されております。

また、町の福島地区補助小規模治山事業については、事業採択され次第、補正予算を計上してまいります。

■広報・広聴について

町

民との情報の共有と協働のまちづくりは、まちづくりの基本条例の理念であり、最新の情報を迅速に発信するとともに、各地区での移動町長室を開催し、重要案件等の丁寧な説明と、広聴活動を進めてまいります。

広報誌においては、わかりやすく充実した内容の情報発信に努めてまいります。また、今年度導入を予定しておりますホームページ管理システム（CMS）によりホームページのリニューアルを行い、行政の最新情報の発信と当町の魅力を全国に発信してまいります。

■行政運営の効率化

機

構については、平成26年度定例会3月会議において、機構再編の一部先行実施をご審議いただきますが、今年度は平成28年度機構再編に向けた見直しを進めることとしており、併せて、職員の定数条例についても、見直しを進めてまいります。

法律改正による教育委員会制度の改革については、首長が招集する首長と教育委員会による総合教育会議の設置や教育・学術及び文化等の振興に関する総合的な施策の推進を図るための大綱の制定、新教育長の設置など、町長と教育委員会との連携の強化など子ども達の教育と生活を守るための抜本的な制度改革であります。当町においても、今年4月1日施行に向けた関係議案を今議会に提出しておりますが、町民に対する内容の周知等を積極的に行ってまいります。

地方公務員法の一部改正により平成28年度から義務化となる人事評価制度の導入については、今年度において制度

の内容検討と試行、研修等を実施しながら慎重に進めてまいります。

公共施設については、福島町公共施設維持保全計画に基づき、指定管理者制度導入に係る対象施設や管理方法、条例等の調査検討を進めてまいります。また、現在、国が進めております公共施設等総合管理計画を策定してまいります。

役場庁舎の改修については昨年度までの外壁と屋根の改修等に引き続き、照明機器の経年劣化に伴う取り換え等の経費削減と省エネルギー化を図るため、事務室等のLED化を実施してまいります。

社会保障・税番号制度については、平成28年1月に国等との接続テストが予定されておりますが、今年10月に国から個人番号の付番・個人番号の通知が予定されております。

当町においては、9月までに総務省所管分と厚生労働省所管分の各関連システムの整備を行い、特定個人情報保護評価と関連条例の制定・改正の事務を進めてまいります。効率的な行政事務処理を行うため、全職員に情報系業務

用パーソナルコンピューターを設置しておりますが、設置から6年が経過し、耐用年数も過ぎており、機器の故障が多くなっていることから、北海道備荒資金組合の防災資器材購入制度を活用し機器の更新を実施してまいります。今後とも、町民の皆様の負担に比べられるよう、行政の効率的かつ機能的な運営に努めてまいります。

